

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人遣水祐四郎の上告趣意（後記）は、結局事実誤認並びに量刑不当の主張に
帰し、刑訴応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて、刑訴施行法二条旧刑訴四四六条により、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年三月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎